

# 令和5年3月 農業委員会総会

令和5年3月7日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

### <農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	小坂和男

## 2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農用地利用集積計画について（7件）  
第2号議案 令和5年度標準農業労賃額（案）について

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（3件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年3月7日（火）

- 古川事務局長 ただいまから令和5年3月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相京会長 2月の視察研修お疲れ様でした。新型コロナウイルスが収束しつつあるので4月以降は徐々に歓送迎会等できるようになっていくのではないかと思います。今年度最後の総会となりますが、本日も議案がいくつかありますのでよろしくをお願いします。
- 古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。
- 相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますので、よろしくをお願いします。
- 相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願います。
- 古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。貸付者は本佐倉在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、酒々井・本佐倉の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,298㎡、利用計画は田です。賃借料は米180kgです。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。
- 相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については〇〇

委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇推進委員 本申請地は以前は〇〇〇地区の〇〇〇さんが借り受けていましたが、諸事情により〇〇〇さんが管理することが難しくなってきた、〇〇〇地区でも他に耕作できる方がいればと話題になっており、〇〇〇委員も新たな耕作者を探しておりました。その中で、この程度の面積なら耕作地が増えても対応できると考えたことから私が新たに借り受けることとし、地区でも合意を得ました。

相 京 議 長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、整理番号1については借受者が〇〇委員の案件のため、ご本人から採決前に退室したい旨の申し出がありましたので、〇〇委員におかれましては退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

相 京 議 長 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 〇〇推進委員には、入室してもらって下さい。

(〇〇推進委員 入室)

相 京 議 長 続いて、第 1 号議案 農用地利用集積計画 整理番号 2 及び 3 について借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画 整理番号 2 及び 3 について併せて説明させていただきます。資料の 3 ページ・5 ページをご覧ください。貸付者は酒々井在住者及び上岩橋在住者、借受者は上岩橋在住者です。設定場所は、酒々井・上岩橋の農地計 3 筆で、地目は田、面積は合計で 3, 4 0 4 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、整理番号 2 は 1 0 a あたり米 1 俵、整理番号 3 は米 6 0 kg です。設定期間は、5 年の再設定です。位置につきましては、4 ページ・6 ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号 2 及び 3 の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 整理番号 2 及び 3 の場所とも、非常にきれいに管理・耕作されており、再設定のため問題ありません。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号 2 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 2 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者は東京都世田谷区在住者・借受者は成田市在住者です。設定場所は、下岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,310㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり米1俵です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、8ページ的位置図をご覧ください。なお、整理番号4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については竹尾委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

竹尾推進委員 田の方はきれいに管理されております。質問ですが、本申請の借受者の〇〇〇〇さんは成田市で大規模に耕作されていて先にお亡くなりになった〇〇〇〇さんの息子さんでよろしいですか。

藤澤主任主事 そうです。

竹尾推進委員 でしたら、若手耕作者ですので問題ないと思います。

相 京 議 長 竹尾委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号5について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号5について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。貸付者は千葉市に住所を有する法人、借受者は〇〇委員の親族です。設定場所は、伊籾の農地3筆で、地目は畑、面積は合計で5,397㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、伊籾〇〇〇番〇については賃借権で、賃借料は年35,048円です。伊籾〇〇〇番〇、〇〇〇については使用貸借です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号5の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については〇〇委員の親族の案件のため、〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石橋農業委員 本申請地は〇〇委員宅の畑の向かいあたりの場所です。契約内容については、伊籾〇〇〇番〇は賃貸借、伊籾〇〇〇番〇、〇〇〇は日当たりの関係で使用貸借ということになったと親から聞いています。3年ごとの更新で再設定で

すのでよろしくお願ひします。

相 京 議 長 ○○委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、整理番号5については借受者が○○委員の親族の案件のため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。○○委員におかれましては、退室願ひします。

(○○委員退室)

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願ひします。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 ○○委員には入室してもらって下さい。

(○○委員入室)

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号6について事務局より説明願ひします。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号6について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。貸付者は柏木在住者、借受者は○○委員です。設定場所は、柏木・印旛沼新田の農地17筆で、地目は田、面積は合計で15,758㎡、利用計画は田です。賃借料はコシヒカリ1等

米 9 9 0 kg です。設定期間は、5 年の新規設定です。位置につきましては、1 2 ページから 1 4 ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号 6 の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇 推 進 委 員 本申請の貸付者である地元の方から今年から自分では耕作しないと相談があり、借り受けることで合意しました。私が現在耕作している場所と近く、作業的に問題ありません。印旛沼新田〇〇〇、〇〇〇は現在休耕田となっておりますが時々耕耘しています。条件の良い場所なのになぜ作付けしないか地権者に聞いたところ、土地改良区から水が来ていないためだという話がありました。私が借り受けるに当たって現在〇〇〇〇〇〇に対して送水できるよう手配中となっております。現状草が生えていて今年すぐに作付けすることは難しくても、整備を行い、その後耕作したいと考えています。

相 京 議 長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、整理番号 6 については借受者が〇〇委員の案件のため、ご本人から採決前に退室したい旨の申し出がありましたので、〇〇委員におかれましては退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

相 京 議 長 農用地利用集積計画の整理番号 6 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。



相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6  
につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 ○○推進委員には、入室してもらって下さい。

(○○推進委員 入室)

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号7について事務局より  
説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号7について説明させていただきます。  
資料の15ページをご覧ください。貸付者は飯積在住者、借受者は墨に住所を有する法人です。  
設定場所は、飯積の農地1筆で、地目は畑、面積は4,086㎡、利用計画は畑です。賃借料は年10,000円です。  
設定期間は、2年の新規設定です。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。  
なお、本申請の借受者は酒々井町では新規の農地取得のため、営農計画書及び会社詳細を皆様のお手元に配布させていただきました。申請理由は、借受者の法人で加工・販売する落花生の栽培のためとのことです。  
農機具等については現時点では同業者又は近隣農家からの借用を想定しておりますが、いずれは自社での所有を考えているとのことです。作業場・倉庫等の収穫した落花生の加工・流通のための施設については既に自社で所有しています。なお、農地法第3条での取得ではなく利用集積による貸借のため、50aの下限面積の要件はありませんが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たす必要があり、

- ・農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること
- ・耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること
- ・地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ・法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められること

等が要件となり、本申請の借受者は本要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については篠原委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

篠 原 推 進 委 員 貸付者は高齢で耕作も難しく、借受者も農産物の加工・販売に実績がある法人なので、問題ないと思います。

相 京 議 長 篠原委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

篠 原 推 進 委 員 ○○○○○○○○○○○の社長は会社周辺の畑で耕作者の作業を手伝って落花生を作ったりして経験を積んでいるので問題ないと思います。

京 増 農 業 委 員 ○○○○○○○○○○○は販売するための店舗だけでなく、収穫した落花生を保管・加工する工場も所有しているのですか。

古 川 事 務 局 長 所有しています。

相 京 議 長 他にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 令和5年度標準農業労賃額（案）についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

古 川 事 務 局 長 第2号議案 令和5年度標準農業労賃額（案）について説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。平成26年度より当町も県農業会議が定めた地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金額を

採用することになり、一部改定が行われましたので改定するものです。令和5年度標準農業労賃額（案）をご覧いただきたいと思います。作業品目の上から2つ目の「畑作業一般（手作業）」は昨年8,500円から500円上がり9,000円に、その下の「水田耕起」は昨年6,300円から200円上がり6,500円に、その下の「水田代かき」は6,600円から100円上がり6,700円に、その下の植付（田植機）は8,200円から100円上がり8,300円に、その下の刈取脱穀のみ（コンバイン）は18,000円から300円上がり18,300円に、その下の乾燥調整は2,900円から100円上がり3,000円に、その下の育苗は760円から10円上がり770円になっております。その他につきましては、昨年と変わっておりません。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 物価上昇の影響からか、軒並み価格が上がっておりますが、畦塗り（トラクター）は昨年度と変わっていません。変わらなかった理由はわかりますか。

髙 澤 主 任 主 事 昨年・今年とも38円となっておりますが、小数点以下を含めれば令和5年度は38.0円、令和4年度は37.6円となります。小数点以下は四捨五入となるため、昨年度も結果的に38円という結果になりました。小数点以下を含めれば他の項目と同じように若干上がっていると見ることができると思います。

相 京 議 長 他にないようですので、これから採決を行います。第2号議案 令和5年度標準農業労賃額（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、事務局案のとおり決定します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法5条の届出 整理番号1及び

2について、同一の案件のため一括して事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1及び2について併せて説明させていただきます。資料の18ページ・21ページをご覧ください。譲受人は富里市在住者、譲渡人は整理番号1については習志野市・埼玉県在住の共有者2名、整理番号2については習志野市在住者です。届出地は上岩橋の農地2筆で、登記地目は田及び畑、面積は合計で212㎡です。届出理由は駐車場の建設です。備考ですが、令和5年2月2日付け、酒農委第5号の6及び7で受理証明を出させていたしております。位置につきましては、19ページ・22ページの位置図と20ページ・23ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相京議長 続いて、農地法5条の届出 整理番号3について、事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号3について説明させていただきます。資料の24ページをご覧ください。譲受人は佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は下岩橋在住者です。届出地は下岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、面積は968㎡です。届出理由は、駐車場の建設です。備考ですが、令和5年2月24日付け、酒農委第5号の8で受理証明を出させていたしております。位置につきましては、25ページの位置図と26ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 次にその他について、事務局より説明をお願いします。

(農業委員会だよりについて)

(改正農地法3条について)

(委員改選について)

(視察研修について)

(農業振興地域の見直しについて)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 6日の木曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、6日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで3月の総会を閉会いたします。